

理研計器株式会社

CSR 調達ガイドライン

2026 年 6 月 11 日

理研計器株式会社

理研計器における CSR 調達について

当社は 1939 年の設立以来、ガスによる危険災害から産業で働く人々の安全安心を守るため、産業用ガス検知警報器を軸とした事業展開により、重要な社会的使命を果たしてまいりました。サプライヤーやお取引先を含むステークホルダーの皆さまにおかれましては、平素よりご協力、ご愛顧いただき、感謝申し上げます。「理研計器グループは「人々が安心して働ける環境づくり」を永久のテーマとして社会の発展に貢献します。」を経営理念に掲げております。また、良き企業市民として、法令遵守と環境保全に努め社会的責任を果たすべく、行動規範と行動指針を定めております。企業の社会的責任（CSR）に取り組む重要性が特に高いものと認識しており、推進活動も積極的に展開しております。

そこで今般、CSR 調達に関わる社会課題に対し、当社およびステークホルダーにおけるリスク分析を実施しました。そのうえで CSR 調達基本方針・基準を作成しましたので、「CSR 調達ガイドライン」として公表いたします。なお、「国連グローバル・コンパクト」が定める社会課題を前提とし、RBA 行動規範、OECD 多国籍企業行動指針を参照及び当社の事業環境を考慮したうえで作成しております。

当社では生産管理部が中心となり、本ガイドラインに則った活動を推進してまいりますので、サプライヤーの皆さまにおかれましては、本ガイドラインにご理解いただきますようお願い申し上げます。なかでも、以下の基本方針の内容は、当社において重要度が特に高い社会課題項目として、サプライヤーの皆さまにも遵守を求める事項です。

代表取締役社長
松本 哲哉

基本方針（要求事項）

分類	重要項目
人権・労働	強制労働の排除、児童労働の排除、公正な労働条件、安全衛生
環境	有害物質管理、排出管理、資源効率、気候変動対応
倫理	贈収賄防止、公正競争、情報セキュリティ
品質・安全	製品安全、品質管理
マネジメント	CSR 体制、内部通報、継続的改善

※参照 本基本方針の策定にあたっては以下基準を参照しています。

- ・国連グローバル・コンパクト
- ・RBA 行動規範
- ・OECD 多国籍企業行動指針

理研計器 CSR 調達ガイドライン 目次

1. コーポレートガバナンス・マネジメント

- 1.1 CSR 推進体制の構築
- 1.2 内部統制の構築
- 1.3 内部通報制度
- 1.4 事業継続計画（BCP）

2. 人権

- 2.1 人権の尊重
- 2.2 差別の禁止
- 2.3 人権デューデリジエンス

3. 労働

- 3.1 強制労働の排除
- 3.2 児童労働の排除
- 3.3 労働時間・賃金
- 3.4 結社の自由

4. 安全衛生

- 4.1 労働安全
- 4.2 緊急対応
- 4.3 作業環境

5. 環境

- 5.1 法令遵守
- 5.2 化学物質管理
- 5.3 排出・廃棄物管理
- 5.4 気候変動

6. 公正な企業活動（倫理）

- 6.1 贈収賄防止
- 6.2 公正競争
- 6.3 知的財産

7. 品質・安全

- 7.1 品質管理
- 7.2 製品安全

8. 情報セキュリティ

- 8.1 情報管理
- 8.2 個人情報保護

9. 責任ある鉱物調達

以下が、CSR 調達基準です。

1. コーポレートガバナンス・マネジメント

1.1 CSR 推進体制の構築

CSR および ESG リスク管理に関する体制を構築し、継続的改善を行う。

- 方針およびガイドラインを策定し、社内外へ周知する
- 責任者および推進体制を明確にする
- CSR 活動の計画・実行・評価・改善（PDCA）を行う
- 社会的要請や法規制の変化に応じて見直しを行う

1.2 内部統制の構築

企業活動の適正性を確保するための内部統制を整備する。

- 法令遵守、財務の信頼性、業務効率性を確保する体制を整備する
- 組織および権限を明確にし、不正防止に取り組む
- 内部監査または自己点検を実施する
- 不備があった場合の是正措置を実施する

1.3 内部通報制度

不正行為や人権侵害を報告できる仕組みを整備する。

- 通報窓口を設置し、利用方法を周知する
- 通報者の匿名性・秘密保持・不利益取扱いを防止する
- 通報内容の記録および対応を実施する
- 必要に応じて是正措置を講じる

1.4 事業継続計画（BCP）

災害・事故等に備えた事業継続体制を構築する。

- リスクの特定および影響評価を実施する
- 事業継続計画を策定する
- 定期的な訓練や見直しを行う
- 供給継続のための代替手段を検討する

2. 人権

2.1 人権の尊重

国際的に認められた人権を尊重する。

- 国際基準（UNGP 等）を理解する
- 人権侵害への加担を防止する
- 自社およびサプライチェーンにおける人権リスクを把握する

2.2 差別の禁止

あらゆる差別やハラスメントを禁止する。

- 性別、国籍、人種、宗教等による差別を行わない
- ハラスメントや虐待を防止する
- 公平な賃金および機会を提供する

2.3 人権デューデリジェンス

人権リスクの特定および対応を行う。

- 人権リスクの特定・評価を行う
- 影響を防止・軽減する措置を講じる
- 結果を確認し改善する仕組みを構築する

3. 労働

3.1 強制労働の排除

すべての強制労働を禁止する。

- 債務労働、人身売買、奴隷労働を禁止する
- 労働者の自由な離職を保障する
- 身分証明書の没収等を行わない

3.2 児童労働の排除

児童労働を禁止する。

- 法定年齢未満の雇用を行わない
- 若年労働者の安全に配慮する
- 年齢確認を適切に実施する

3.3 労働時間・賃金

適正な労働条件を確保する。

- 法令に基づいた労働時間管理を行う
- 最低賃金および残業代を適正に支払う
- 休暇・休日を適切に付与する

3.4 結社の自由

労働者の権利を尊重する。

- 団結権および団体交渉権を尊重する
- 不当な圧力や差別を行わない
- 労使対話の機会を確保する

4. 安全衛生

4.1 労働安全

安全で健康的な職場環境を確保する。

- 労働災害リスクの特定および対策を実施する
- 機械設備の安全対策を行う
- 労働災害の記録・分析・再発防止を実施する

4.2 緊急対応

緊急時対応体制を整備する。

- 避難計画を策定する
- 定期的に訓練を実施する
- 緊急連絡体制を整備する

4.3 作業環境

安全で衛生的な環境を維持する。

- 化学物質や騒音等のリスクを管理する
- 保護具の使用を徹底する
- 寮や食堂も含め安全衛生を確保する

5. 環境

5.1 法令遵守

環境関連法令を遵守する。

- 必要な許認可を取得・維持する
- 規制値の遵守を継続する
- 定期的な確認を行う

5.2 化学物質管理

有害物質を適切に管理する。

- 化学物質を特定・管理する
- 安全な保管・使用・廃棄を行う
- 法令に基づいた処理を行う

5.3 排出・廃棄物管理

環境負荷低減に取り組む。

- 排水・排気・廃棄物を適切に管理する
- 削減・リサイクルを推進する
- 排出状況を把握・監視する

5.4 気候変動

温室効果ガス削減に取り組む。

- 排出量を把握する（Scope1～3）
- 削減目標を設定する
- 継続的改善を行う

6. 公正な企業活動（倫理）

6.1 贈収賄防止

不正な利益供与を禁止する。

- 贈収賄や不正な接待を禁止する
- 公務員との適切な関係を維持する
- 違反時の対応を明確化する

6.2 公正競争

公正な取引を行う。

- カルテルや談合を禁止する
- 優越的地位の濫用を行わない
- 公平な取引機会を提供する

6.3 知的財産

知的財産を尊重する。

- 第三者の権利侵害を行わない
- 技術・情報の適正な管理を行う

7. 品質・安全

7.1 品質管理

品質マネジメント体制を構築する。

- 品質管理体制（ISO 等）を構築する
- 製品のトレーサビリティを確保する
- 供給能力および品質の維持管理を行う

7.2 製品安全

製品安全を確保する。

- 法令および安全基準を遵守する
- 不具合発生時の対応体制を整備する
- 必要な情報開示を行う

8. 情報セキュリティ

8.1 情報管理

情報資産を保護する。

- サイバー攻撃対策を実施する
- 機密情報の管理を徹底する
- アクセス権限を適切に管理する

8.2 個人情報保護

個人情報を適切に管理する。

- 法令に基づき取得・利用・保護する
- 漏洩防止対策を講じる
- 従業員への教育を実施する

9. 責任ある鉱物調達

紛争地域および高リスク地域における人権侵害等に関与しない調達を行う。

- 3TG 等の対象鉱物について調査を行う
- サプライチェーン上のリスクを把握する
- 必要に応じて是正を求める
- デューデリジェンスを継続的に実施する